第二十三号様式（第三十六条関係）（令２農水令83・全改）

（緊急措置命令書）

農林水産省指令　　第　　号

殿

植物防疫法第18条第２項の規定に基づき、下記の措置を命ずる。

年　　月　　日

農林水産大臣

記

1　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの品名及び数量

2　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべきものの所在地

3　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき期日又は期間

4　消毒、除去、廃棄等の措置を行うべき場所

5　消毒、除去、廃棄等の措置の方法

6　その他必要な事項